

写

7 畜産第3308号
令和8年4月1日

各地方農政局生産部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

(農林水産省) (※1) 畜産局畜産振興課長

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令(令和8年農林水産省令第31号(※2))が令和8年4月1日に公布・施行された。本改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、制度の適正化かつ円滑な運用について、特段の御配慮をお願いするとともに、貴農政局(※3)管内都道府県に対し、各都道府県内の関係者への周知を図られたい。

また、本改正に伴い、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号。以下「法」という。)第34条第3項に基づき、家畜人工授精所の開設者から家畜人工授精所の運営状況に係る報告を受けた都道府県知事が、同条第5項に基づき、当該報告のうち特定家畜人工授精用精液等に関するものの内容を農林水産大臣に通知する際の具体的な通知方法については、別添のとおりとし、令和9年1月1日以降の期間に係る報告について適用することとしたので、貴農政局(※3)管内の各都道府県に対し、周知されたい。

なお、これに伴い、「都道府県知事から農林水産大臣への特定家畜人工授精用精液等に関する報告に係る通知の方法について」(令和3年4月2日付け3生畜第4号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)は廃止する。

記

1 改正の趣旨

- (1) 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和2年法律第22号)の附則において、施行後5年以内に法律の施行状況を勘案し、必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、農林水産省では、令和7年4月に「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会」を設置し、3回にわたる議論を重ね、同年6月にとりまとめを公表した。同とりまとめにおいて、「和牛受精卵の需要が増加する局面では、家畜未受精卵の流通が増加する可能性があるため、家畜体外受精卵の生産を行う家畜人工授精所等に対して、生産の実態を把握する必要がある。」との提言を受けたことを踏まえ、

家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）で定めている家畜人工授精所の開設者から都道府県知事への運営状況の報告様式を改めることとした。

- (2) 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）が改正され、戸籍に国籍の記載に代えて一定の地域の記載が可能とされたことに合わせて、家畜人工授精師免許申請書等に国籍の記載に代えて一定の地域の記載を認めることとした。

2 改正の内容

- (1) 家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書（法施行規則第49条及び別記様式第28号関係）

法施行規則別記様式第28号を改正し、特定家畜人工授精用精液等のうち「家畜人工授精用精液」と「家畜受精卵」に様式を分けたうえで、「家畜受精卵」の様式のうち、「生産数量」の項目の内訳として「家畜体内受精卵」「家畜体外受精卵（生体由来）」「家畜体外受精卵（とたい由来）」を追加した。

- (2) 家畜人工授精師の免許の交付について（法施行規則第26条、第28条、第30条及び第32条並びに別記様式第14号及び第15号関係）

日本国籍を有しない者については、本籍地都道府県名に変えて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載することとし、家畜人工授精師の免許申請書等、法施行規則に定める様式において「国籍」及び「国名」を「国籍等」に改めた。

- (3) 施行期日

この省令は、公布の日（令和8年4月1日）から施行するが、附則第2条（経過措置）のとおり、法施行規則第49条第1号の規定（別記様式第28号関係）は、令和9年1月1日以降の期間に係る報告について適用する。

施行注意：

施行日は家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令の公布日以降とする。

(※1) は、内閣府沖縄総合事務局あてに記載する。

(※2) は、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令の省令番号を付す。

(※3) は、北海道農政事務所あては「貴農政事務所」、内閣府沖縄総合事務局あては「貴事務局」と記載する。

(別添)

都道府県知事から農林水産大臣への特定家畜人工授精用精液等に関する報告に係る通知の方法について

1 都道府県知事から農林水産大臣への通知の提出先

都道府県知事から農林水産大臣への特定家畜人工授精用精液等に関する報告に係る通知については、これを受理する決裁権限は農林水産大臣から地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）に委任されていることから、各地方農政局等から管内各都道府県の担当部局に対し、農林水産大臣あての報告は、当該都道府県を管轄する各地方農政局等経由で提出するよう指導されたい。

2 報告の対象となる家畜人工授精所

独立行政法人家畜改良センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所については、法第24条ただし書きにより、家畜人工授精所の開設の許可は不要とされているが、法第34条第3項の規定には、このような例外規定は設けられておらず、独立行政法人家畜改良センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所についても、報告の義務が課せられているので注意されたい。

また、休止又は停止している家畜人工授精所についても、報告の義務が課せられているので注意されたい。

3 報告の対象となる情報

法第34条第5項の規定に基づき、都道府県知事が農林水産大臣に通知する報告の対象は、「家畜人工授精所の開設者からの当該家畜人工授精所の運営の状況に係る報告のうち、特定家畜人工授精等精液等に関するものに限る」とされているが、全ての畜種の家畜人工授精所の開設状況を把握するため、様式第29条による報告を参考に、特定家畜人工授精用精液等に指定された品種以外の牛、馬、めん羊、山羊、豚に関しても、引き続き、併せて報告いただくよう依頼されたい。

なお、これまで報告を依頼していた「繁殖雌牛の飼養（経営内において、和牛繁殖雌牛を飼養しているか否か）」に関する情報は、当該家畜人工授精所が流通の中間拠点であるかを把握する観点で依頼していたものであるが、これらの情報は立入検査前に都道府県から個別に提供いただくことに代えることとしたい。

4 通知の様式及び期限

(1) 通知の様式

別紙のとおり

なお、別紙の様式は令和9年1月1日以降の期間に係る報告について適用する。

(2) 通知の期限

毎年5月末（やむを得ない事情で期限に間に合わない場合は、期限前に個別に地方農政局等の担当部局に連絡し、了承を得ることとする。）

5 報告を提出しない家畜人工授精所への対応

家畜人工授精所を開設しているにもかかわらず、運営状況の報告を提出しない家畜人工授精所は、法第34条第3項違反となり得ることから、都道府県は、法に基づき、厳正に対処されたい。

(1) 業務を実施していない家畜人工授精所

家畜人工授精所の休止又は廃止の届出を行うよう指導されたい。

(2) 業務を実施しているが報告しない家畜人工授精所

家畜人工授精所の運営状況の報告を行うよう指導するとともに、指導に従わない場合は、法第25条第2項第3号に該当するとして、法第26条第2項に基づき、行政手続法（平成5年法律第88号）の各規定に則り、行政処分（家畜人工授精所の開設の許可の取消又は使用の停止）の適用について検討されたい。

(3) 開設者と連絡が取れない家畜人工授精所

法及び行政手続法に基づき、家畜人工授精所の開設の許可の取消を検討されたい。

(別紙)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 あて

〇〇知事 〇〇 〇〇

特定家畜人工授精用精液等に関する家畜人工授精所の運営状況の報告内容について
(通知)

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律 209 号）第 34 条第 3 項に基づき、管内の家畜人工授精所の開設者より、家畜人工授精所の運営状況について報告を受けたので、そのうち、特定家畜人工授精用精液等に関するものについて、同法第 34 条第 5 項に基づき、下記のとおり、その内容を通知します。

記

1 家畜人工授精所の運営状況の報告の状況

別添 1 のとおり

2 家畜人工授精所の運用状況の報告

別添 2 のとおり

(※ 特定家畜人工授精用精液等に関する管内の家畜人工授精所の運用状況の報告内容の写しを添付すること。)

写

7 畜産第3308号
令和8年4月1日

独立行政法人家畜改良センター
企画調整担当理事 殿

農林水産省畜産局畜産振興課長

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令の施行について

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令（令和8年農林水産省令第31号）が令和8年4月1日に公布・施行されたことに伴い、制度の適正化かつ円滑な運用について、別添のとおり、地方農政局等に通知しましたので御承知置き願います。

また、独立行政法人家畜改良センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所については、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第24条ただし書きにより、家畜人工授精所の開設の許可は不要とされていますが、法第34条第3項の規定には、このような例外規定は設けられておらず、独立行政法人家畜改良センターが開設する家畜人工授精所についても、報告の義務が課せられていますので、所在する道県の知事に対し、当該道県から示される報告期限及び方法に則り、運営状況を報告していただくようお願いいたします。